令和５年

第４回（１２月）河合町議会定例会追加議案

令和　５年１２月　５日

河　　合　　町

付　　議　　事　　件

議案第５１号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第５２号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第５３号　河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

議案第５４号　河合町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第５１号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　５年１２月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年８月河合村条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第９条中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第８条の４第１項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第１０条に次の３項を加える。

４　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定による週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。）の時間が１箇月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１７５）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

５　勤務時間等条例第８条の４第１項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する６０時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１７５）から第１項に規定する町長が規則で定める割合（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に１００分の２５を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

６　第１項及び第３項に規定する７時間４５分に達するまでの間の勤務に係る時間について前２項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第１項に規定する町長が規則で定める割合」とあるのは、「１００分の１００」とする。

第１５条第２項中「１００分の１２０」を「１００分の１２２．５」に改め、同

条第３項中「「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」」を「「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」」に改める。

第１６条第２項第１号中「１００分の１００」を「１００分の１０２．５」に改め、同項第２号中「１００分の４７．５」を「１００分の４８．７５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200

	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100

	53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
	54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
	55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
	56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
	57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
	58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
	59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
	60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
	61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
	62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
	63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
	64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
	65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
	66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
	67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
	68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
	69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
	70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
	71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
	72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
	73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
	74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
	75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
	76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
	77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
	78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
	79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
	81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
	82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	

	83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
	84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600		
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800		
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000		
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600		
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800		
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000		
	94		295, 900	343, 600				
	95		296, 200	344, 100				
	96		296, 600	344, 500				
	97		296, 800	344, 700				
	98		297, 100	345, 100				
	99		297, 500	345, 500				
	100		297, 900	345, 800				
	101		298, 100	346, 100				
	102		298, 400	346, 500				
	103		298, 800	346, 900				
	104		299, 100	347, 300				
	105		299, 300	347, 800				
	106		299, 600	348, 200				
	107		300, 000	348, 600				
	108		300, 300	349, 000				
	109		300, 500	349, 500				
	110		300, 900	349, 900				
	111		301, 300	350, 200				
	112		301, 600	350, 500				

	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第１７条の３に規定する職員を除く。

（河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和２年１月河合町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「及び第２項」を「、第２項及び第４項」に改め、同条の表に次のように加える。

第１０条第４項	勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600

25	196, 200	243, 600
26	197, 900	245, 100
27	199, 400	246, 400
28	200, 900	247, 600
29	202, 400	248, 700
30	203, 800	249, 700
31	205, 200	250, 600
32	206, 600	251, 500
33	208, 000	252, 400
34	209, 300	253, 300
35	210, 600	254, 100
36	211, 900	254, 900
37	213, 200	255, 600
38	214, 400	256, 700
39	215, 600	257, 900
40	216, 700	259, 000
41	217, 800	260, 200
42	218, 900	261, 400
43	219, 900	262, 500
44	220, 900	263, 600
45	221, 800	264, 700
46	222, 700	265, 800
47	223, 600	266, 900
48	224, 500	267, 900
49	225, 400	268, 900
50	226, 300	269, 900
51	227, 200	270, 900
52	228, 100	271, 800
53	228, 900	272, 700

54	229, 800	273, 600
55	230, 700	274, 500
56	231, 500	275, 400
57	231, 800	276, 300
58	232, 600	277, 200
59	233, 300	278, 100
60	233, 900	279, 000
61	234, 500	280, 000
62	235, 200	281, 000
63	235, 800	281, 900
64	236, 300	282, 800
65	236, 800	283, 300
66	237, 300	284, 000
67	237, 800	284, 700
68	238, 400	285, 600
69	238, 900	286, 600
70	239, 400	287, 400
71	239, 900	288, 200
72	240, 400	289, 000
73	240, 900	289, 700
74	241, 400	290, 200
75	241, 800	290, 600
76	242, 300	291, 000
77	242, 800	291, 200
78	243, 300	291, 500
79	243, 800	291, 700
80	244, 300	292, 000
81	244, 700	292, 200
82	245, 200	292, 400

83	245, 600	292, 700
84	246, 000	292, 900
85	246, 400	293, 200
86	246, 800	293, 500
87	247, 200	293, 800
88	247, 600	294, 100
89	248, 000	294, 400
90	248, 500	294, 800
91	248, 800	295, 100
92	249, 100	295, 500
93	249, 400	295, 700
94		295, 900
95		296, 200
96		296, 600
97		296, 800
98		297, 100
99		297, 500
100		297, 900
101		298, 100
102		298, 400
103		298, 800
104		299, 100
105		299, 300
106		299, 600
107		300, 000
108		300, 300
109		300, 500
110		300, 900
111		301, 300

112		301, 600
113		301, 800
114		302, 000
115		302, 300
116		302, 700
117		302, 900
118		303, 100
119		303, 400
120		303, 700
121		304, 100
122		304, 300
123		304, 600
124		304, 900
125		305, 200

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第３条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年１２月河合町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第８条の３の次に次の１条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第８条の４　任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年８月河合村条例第２５号）第１０条第４項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第１０条第１項に規定する勤務日等（同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

２　前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第１０条第１項中「勤務日等（」の次に「第８条の４第１項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第１５条第３項及び第１５条の２第３項中「（昭和３２年８月河合村条例第２５号）」を削る。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第５２号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　５年１２月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和３１年１１月河合村条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第６条ただし書中「「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」」を「「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１７０」」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第５３号

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　５年１２月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成２０年９月河合町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、１００分の１６５」を「１００分の１７０」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第５４号

河合町国民健康保険税条例の一部改正について

河合町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　５年１２月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和３５年７月河合村条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２３条に次の１項を加える。

３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（２）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第５条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（３）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（４）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第７条の２の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間

のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（５）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（６）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の２の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第２３条の２の次に次の１条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第２３条の３　国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

（１）　納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（２）　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（３）　出産の予定日

（４）　単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（５）　その他町長が必要と認める事項

２　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　出産の予定日を明らかにすることができる書類

（２）　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

（３）　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

３　第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。

４　第１項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することが

できる場合は、第１項の規定による届出を省略させることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。